

## 【課税限度額、子ども・子育て支援金分に係る市の裁量等に関する補足説明】

### ■ 課税限度額

- ・全国一律基準
- ・裁量は政令（法律を具体的に実施・執行するため内閣が制定する。ここでは地方税法施行令）で決める内容を下回る部分にのみ認められるが、下回ると国が削減を求めている法定外繰入が発生するという構造上の矛盾発生
- ・政令連動により歳入ロス回避可能（年間 2000 万～3000 万）
- ・あらかじめ議会の承認を得ることで民主的コントロールを及ぼすことができる

### ■ 子ども・子育て支援金分

- ・後期支援分（医療という観点から牽連性（法律用語：けんれんせい：直接的・機能的に結びついている状態）あり）介護保険分（介護は医療と密接な関係にあり緩やかな牽連性あり）と比べると、納付金の使途と医療保険者の本来の事業の使途との間に、牽連性がほとんど見い出せず制度的には特殊。
- ・実態としては医療保険徴収ルートをとることで、効率的・安定的・確実的に必要な費用を徴収することができるとともに、徹底的な歳出改革（実態としてはまだ途上にある）を行うことで、実質的に国民負担率（国民所得に占める税金と社会保険料の合計割合）を増加させることなく事業に必要な費用を徴収できると見込んだものと読み取れる。
- ・制度の創立趣旨と拠出金の使用目的から都標準保険料率以外の選択肢なし。
- ・行政の税率算定における恣意性排除と説明の明確化が必要。

### ■ ポイント

- ・国保制度は量出制入構造（財政用語：りょうしゅつせいにゅう：支出を先に決めてそれに合わせて歳入を決める）が強まっている

- ・実質的に市の裁量が及ばない領域が存在し、条例で基準を固定し議会承認を前倒しするなど、制度を安定的かつ効率的に運用していくことを検討する必要がある。
- ・行政の裁量放棄ではなく実態として裁量不存在の領域に対する整理である。

#### ■ その他答申書（案）の用語補足

- ・専決処分：本来議会の議決が必要な事項を議会の招集を待てない緊急時や軽微な事項などを議会に代わり市長が決定・処理し、事後報告を行うこと。
- ・賦課期日：当該年度の4月1日。当該年度の国保税に課税限度額や均等割軽減を反映させるためには、この日に条例改正が行われていなければならない。